

重要事項確認書

※市確認欄

内容を確認のうえ、回答欄に☑してご提出ください。

確認項目		回答欄
入所申込・調整について		
1	「保育所等入所決定までの流れ」と、利用調整の方法はご理解いただけましたか。	<input type="checkbox"/> わかりました
2	利用調整に用いる優先度は、原則として利用申込時点の状況を基準とします。必要となる書類の提出がない場合は受付できません。また、提出書類の内容について、職場やご家庭に電話や面接などにより確認させていただくことがあります。(就労内容、お子さんの発達経過・検診状況等)	<input type="checkbox"/> わかりました
3	保護者が育児休業中・新規就労の場合、4/16までの就労開始が必要となります。	<input type="checkbox"/> わかりました
4	現在求職中の方は、12/10までに就労証明書をご提出ください。提出された場合は、就労の要件で調整を行います。また、提出がなかった場合は3月頃の2次募集での調整となります。就労先の都合で、4月からの就労は確定しているが、就労証明書の提出ができない場合(派遣会社、教員等)は、子育て支援課へご相談ください。	<input type="checkbox"/> わかりました
5	希望する保育所等が4ヵ所記入されていない場合、入所調整の際に優先度が下がることがあります。	<input type="checkbox"/> わかりました
6	変更に伴って書類の提出が必要になる場合はすみやかに提出してください。決定後に申込み時と状況が異なっていることが明らかになった場合、決定の取り消しまたは退所となることがあります。申込み後、ご家庭の状況に変更があった場合は必ずご連絡ください。また、申込み内容に虚偽があった場合も入所決定を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/> わかりました
7	入所の意思がなくなった場合は取下届を必ずご提出ください。	<input type="checkbox"/> わかりました
8	入所調整の結果につきましては、理由のいかんを問わず、通知が手元に届く前に電話・メール・窓口でのお問い合わせはお受けできません。ただし、第1希望で調整ができない場合は、平成30年12月末頃までに市役所から電話にて第2希望以降での調整の相談をさせていただく場合があります。	<input type="checkbox"/> わかりました
入所について		
9	保育の必要量の認定区分により利用出来る時間が異なります。短時間認定の方は最大8時間、標準時間認定の方は最大11時間までです。短時間認定及び標準時間認定を超える場合は、延長保育時間となります。保育時間の認定については、就労時間等、通勤時間等を考慮し、必要量の認定を決定します。なお、入所を希望する理由が自営業・内職・疾病・障害・介護・看護・求職活動中の場合は、保育標準時間保育と延長保育は原則としてお認め出来ません。決められた時間までにお迎えに来てください。急用等でどうしても間に合わない方は、代理のお迎えの方を事前に保育所等にお伝えください。	<input type="checkbox"/> わかりました
10	延長保育には条件があり、希望しても利用できない場合があります。また、別途延長保育料が発生します。	<input type="checkbox"/> わかりました
11	保育料の算定に使用する市区町村民税額は毎年9月に切り替えを行います。 (平成31年4～8月；平成30年度市区町村民税額/平成31年9月～平成32年3月；平成31年度市区町村民税額)	<input type="checkbox"/> わかりました
12	平成29年中の収入(所得)を未申告の場合、保育料は市で定める階層のうち、最高階層(D8)の保育料となります。税務署等で申告していただき、申告書の写しを子育て支援課へ提出してください。また平成29年1月1日～29年12月31日に国外収入がある場合、勤務先・会社が発行する給与明細等を提出してください。(国内でも収入がある場合はその分の資料も提出が必要です。)	<input type="checkbox"/> わかりました
13	入所前(例年2～3月頃)に入所施設で説明会と健康診断が実施されます。説明会に参加できない場合や、健康診断の結果によっては入所決定が取り消しになる場合があります。	<input type="checkbox"/> わかりました
14	同一世帯から2人以上のお子さんが保育所等に在籍している場合、保育料の軽減の対象となります。入所児童の兄弟が保育所(園)・認定こども園以外の施設に入所している場合は平成31年4月1日以降の在籍の証明とともに多子軽減の申請が必要となりますので、入所前の説明会の際に各施設もしくは子育て支援課へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/> わかりました
15	登所がないまま2週間以上経過した場合は退所となります。ただし、在籍している期間は保育料が発生致します。	<input type="checkbox"/> わかりました
【市外から転入される方は下記も確認してください】		
16	現在、各務原市に住民票の無い方は、平成31年3月末までに転入が必要です。3月末までに転入されない場合は入所がキャンセルとなります。また1歳以上のお子さんは転入時に子育て支援課で面接があります。事前に電話にて予約をしてください。 転入予定日【平成 年 月(上旬 / 中旬 / 下旬 / 日)】	<input type="checkbox"/> わかりました
17	文書等の送付先は、平成30年12月末までに転入された方は転入後の住所、それ以降に転入された方は「施設利用申込書兼施設型給付費等支給認定申請書」の文書送付先に記入された住所へ送付します。	<input type="checkbox"/> わかりました
18	遠方からの転入者のうち窓口での申込が出来ない方のみ郵送での申込を受付けます。郵送事故の責任は負いかねます。到着等が不安な方は、配達証明・簡易書留等をご利用ください。	<input type="checkbox"/> わかりました

2人以上同時に申込の方はあてはまる口にチェックして下さい。

利用調整に 関する 希望 を 記入 する 欄	質問1	<input type="checkbox"/>	同時期に同じ施設に入所出来なければ入所しない(同時入所)
		<input type="checkbox"/>	別々の施設でもいいが、同時期でなければ入所しない(同時希望) ⇒質問2へ
		<input type="checkbox"/>	1人でも入所出来れば入所する ⇒質問2へ
	質問2	同時期に入所できる場合	
		<input type="checkbox"/>	上位希望で別々になるよりも、下位希望での同じ施設を希望する(同所優先)
		<input type="checkbox"/>	あくまで希望順位を優先する(別々の施設でもよい)

保育所等の申込みにあたり、上記の事項について確認・了承しました。

平成 年 月 日

保護者氏名

印